

信託会社等に関する総合的な監督指針等 (1/5)

現 行	改 正 後
<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 申請者が法第5条第1項第3号並びに規則第7条第3号及び第4号に掲げる業務遂行能力等に関する基準を満たしているか否かについては、業務方法書等の記載内容に照らして、以下により判断することとする。なお、これらはあくまでも例示であり、その行うべき体制整備等は申請者が行おうとする信託業務の規模、特性により異なることに留意し、申請者が以下の基準を満たしていない場合には、満たす必要がない合理的理由について聴取することとする。</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>③ 業務管理体制 イ (略) ロ <u>信託財産に係る情報管理の執行方法</u> <u>顧客に関する情報の管理について、具体的な取扱い基準が定められ、顧客に関する情報の管理が適切に行われる体制が整備されているか。</u> ハ・三 (略)</p> <p>3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その</p>	<p>3 運用型信託会社</p> <p>3-2 免許申請書の審査に際しての留意事項</p> <p>3-2-4 人的構成に照らした業務遂行能力の審査 (同左)</p> <p>(2) 経営体制等に照らした業務遂行能力の審査</p> <p>③ 業務管理体制 イ (略) (削除)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>3-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>運用型信託会社の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第42条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第43条に基づく命令を行うことが必要となる。その</p>

信託会社等に関する総合的な監督指針等 (2/5)

現 行	改 正 後
<p>際の着眼点については、法令及び<u>本事務監督指針</u>に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>際の着眼点については、法令及び<u>本監督指針</u>に規定する免許申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点にも留意するものとする。</p> <p><u>3-4-4 顧客情報管理</u></p> <p><u>顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものである。したがって、その適切な管理が確保されることが極めて重要であり、顧客情報の適切な取扱いが確保される必要がある。</u></p> <p><u>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</u></p> <p>① <u>顧客に関する情報の管理について、具体的な取り扱い基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス(顧客に対する守秘義務、説明責任)及びレピュテーションの観点から検討を行った上で取り扱い基準を定めているか。</u></p> <p>② <u>顧客情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による顧客情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。</u></p> <p>③ <u>個人である顧客に関する情報については、規則第40条第6項に基づ</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針等 (3/5)

現 行	改 正 後
	<p><u>き、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置が講じられているか。</u></p> <p>(安全管理について必要かつ適切な措置)</p> <p><u>イ 保護法ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置</u></p> <p><u>ロ 実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置</u></p> <p>(従業者の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p><u>イ 保護法ガイドライン第 11 条の規定に基づく措置</u></p> <p><u>ロ 実務指針 II の規定に基づく措置</u></p> <p>(委託先の監督について必要かつ適切な措置)</p> <p><u>イ 保護法ガイドライン第 12 条の規定に基づく措置</u></p> <p><u>ロ 実務指針 III の規定に基づく措置</u></p> <p><u>(注)法第 22 条第 1 項の「信託業務の委託先」に委託する場合に限られないことに留意する。</u></p> <p>④ <u>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 40 条第 8 項に基づき、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(注)その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・労働組合への加盟に関する情報</u> <u>・民族に関する情報</u> <u>・性生活に関する情報</u>

信託会社等に関する総合的な監督指針等 (4/5)

現 行	改 正 後
<p>3-4-4 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>3-4-5 信託契約代理店の管理体制</p> <p>9 信託契約代理店</p> <p>9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>信託契約代理店の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 80 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 81 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>⑤ <u>顧客情報の漏洩等が発生した場合に、当局への報告が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。</u></p> <p>3-4-5 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>3-4-6 信託契約代理店の管理体制</p> <p>9 信託契約代理店</p> <p>9-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>(同左)</p> <p>9-4-3 <u>顧客情報管理</u></p> <p>(1) <u>規則第 77 条第6号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに実務指針 I、II、III 及び別添2の規定に基づく措置とする。</u></p> <p>(2) <u>規則第 77 条第7号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、</u></p>

信託会社等に関する総合的な監督指針等 (5/5)

現 行	改 正 後
<p>10 信託受益権販売業</p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>信託受益権販売業者の業務運営の適切性、健全性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、法第 100 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 101 条に基づく命令を行うことが必要となる。その際の着眼点については、法令及び本監督指針に規定する登録申請の際の審査基準を満たしているか、法令、定款、業務方法書、社内規則等を遵守した適切な業務運営が行われているか否かのほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u></p> <p>10 信託受益権販売業</p> <p>10-4 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項</p> <p>(同左)</p> <p><u>10-4-3 顧客情報管理</u> <u>9-4-3に準じるものとする。</u></p>